

都市・地域レポート2008

平成20年10月

国土交通省都市・地域整備局

はじめに

今日、都市においても農山漁村においても、雇用に占める第三次産業の比率は7-8割に上り、都市・地域は商業、サービス産業等に大きく依存している。しかしながら、サービス産業を巡る状況は変化しており、人口減少社会を迎える中で、個人向けサービスの市場は、多くの地域で縮小していくことが予想される。また、サービス産業の雇用は非正規雇用の比率も高い。

多くの都市・地域の基幹産業ともいえる第三次産業について、今後は市場が拡大し続けた時代とは異なるアプローチが求められている。

今回の都市・地域レポートにおいては、都市・地域の第三次産業の立地の特色を分析するとともに、都市・地域が、その立地条件や特性を活かした競争力のある産業と雇用を生み、持続的な都市圏、生活圏を形成していく上での課題を例示した。

都市経済は、サービス産業に大きく依存し、その発展とともに都市も成長し、都市再生が図られてきた。しかしながら、高度成長期に立てられたオフィス・店舗等は、今後着実に、老朽化していく。今後の都市経済に適した持続的な都市構造へと移行していくことも視野に入れた取組が必要となる。また、アジアの諸都市との都市間競争の中で、我が国の都市が競争力を高めていく上でも、都市の文化的魅力、ソフトパワーは重要となる。これらを支える文化、さらに、特色ある飲食、サービス、さらに、都市の景観などとも一体となった集客産業にも着目した。

一方、農山漁村など、高齢化が進み、人口が稀薄で、民間企業が利潤を上げにくい地域において、生活に密接に関わる小売業、サービス産業を維持していくことも喫緊の課題である。燃油価格の高騰もあいまって、離島地域、豪雪地帯等においては、暖房費、交通費等の家計への負担感は大きくなっている。暮らしに必要なサービスを維持していくためには、民間の知恵も活用し、地域に適した新しいサービスのビジネスモデルが求められている。離島、半島、山村といった地域においては、ビジネス感覚をもちつつ地域貢献を目指す多数の社会的企業が生まれていることにも着目した。

サービス産業の中には、地域の産業と密接に関連しながら立地する業種も少なくない。こうした中で、地域の第一次、第二次産業の付加価値を高めるサービス産業を育てることで、全体として地域に雇用を生む産業を育てていくことも、人口減少社会のサービス産業の発展のひとつの方向性と考えられる。

地域に根ざした、地域の産業、地域の雇用を生んでいくためには、住民、企業、NPO、行政などの地域の多様な主体の連携・協働、総力戦が急がれる。

本レポートがそのような取組のきっかけとなれば幸いである。

平成20年10月

国土交通省都市・地域整備局長

加藤 利男

<凡例>

1 都市類型について

(1) 市町村の区域

1) 本レポートは、平成 17 年国勢調査報告とともに、平成 18 年事業所・企業統計調査結果に基づく分析を主な内容とする。よって、本レポートにおいて、市町村の区域は、平成 18 年事業所・企業統計調査の調査時点である平成 18 年 10 月 1 日時点为原则とする（ただし、特別区は 1 団体として数える。）。

2) 「平成 17 年国勢調査報告」に基づく集計等について

国勢調査実施日（平成 17 年 10 月 1 日）より後に市町村合併が行われた場合は、その状況を加味し、平成 18 年 10 月 1 日時点の市町村に置き換えた数値を示した。

3) 上記以外の場合については各々注記する。

(2) 都市類型

都市・地域等の区分として、以下を用いた。

都市類型（区分）	内容
三大都市	東京都特別区、名古屋市、大阪市
三大都市圏の三大都市以外	平成 18 年 10 月 1 日時点で、 ・首都圏整備法第 2 条に定める「既成市街地」及び「近郊整備地帯」に指定された区域を包含する地方公共団体 ・近畿圏整備法第 2 条に定める「既成都市区域」及び「近郊整備区域」に指定された区域を包含する地方公共団体 ・中部圏整備法第 2 条に定める「都市整備区域」に指定された区域を包含する地方公共団体 のうち、上記区分の地方公共団体を除く市町村。
札仙広福	札幌市、仙台市、広島市、福岡市
その他の県庁所在都市	県庁が所在する地方公共団体のうち、上記区分の地方公共団体を除く市。
その他核都市	核都市のうち、上記区分の地方公共団体を除く市。 ※「核都市」については、「都市圏及び都市圏外」の記述を参照。
その他の地域	上記区分の地方公共団体を除く市町村。

2 大都市圏について

(1) 三大都市圏・地方圏

本レポートでは、原則として以下の区分により集計した。

三大都市圏

東京圏：首都圏整備法第 2 条に定める「既成市街地」及び「近郊整備地帯」に指定された区域を包含する地方公共団体

名古屋圏：中部圏整備法第2条に定める「都市整備区域」に指定された区域を包含する地方公共団体

関西圏：近畿圏整備法第2条に定める「既成都市区域」及び「近郊整備区域」に指定された区域を包含する地方公共団体

地方圏 その他の市町村

なお、市町村の区域は、平成18年10月1日時点とした。

(2) 市町村単位の集計ができない統計指標等については、都道府県単位で以下の区分により集計した。この場合、その旨、注記した。

<三大都市圏> 東京圏：東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県

名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県

関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県

<地方圏> その他の道県

3 地方の区分について

地方の区分は、国土審議会における広域地方計画区域の8圏域を参照し、これに北海道と沖縄県を加えた以下の10ブロックとした。

北海道（北海道）

東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県）

首都圏ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

北陸ブロック（富山県、石川県、福井県）

中部ブロック（長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

四国ブロック（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

沖縄（沖縄県）

4 「都市圏」及び「都市圏外」

(1) 都市圏の考え方

「都市・地域レポート 2008」における都市圏は、「都市・地域レポート 2005」における都市圏の定義による。すなわち、平成 12 年国勢調査結果に基づき、人口 10 万人以上で、昼夜間人口比率が 1.00 以上の都市を「核都市」とし（核都市が連担し相互の距離が 20km 以内のものは、一体とみなした。）、核都市への通勤・通学者が 500 人以上又は在住通勤・通学者の 5%以上となる市町村を「周辺市町村」と整理した。

なお、2 以上の都市圏に含まれる市町村は、通勤・通学者の多い方の都市圏に含まれるものと整理した。

(2) 市町村合併の影響

平成 12 年 10 月 1 日から平成 18 年 10 月 1 日までの間の市町村合併により、既に都市圏であった市町村に編入された区域を合わせて都市圏と整理した（平成 17 年国勢調査による従業地・就学地集計に基づき都市圏の再設定を行ったものではない。）。

(3) 「都市圏外」

以上のように定義した「都市圏」以外の地域を、「都市圏外」として統計指標等を集計・分析するひとつの枠組みとして便宜的に用いた。「都市圏外」の地域は、人口 10 万人以上の都市も、また、農山漁村も含む多様な地域である。

なお、時系列的に分析する際には、時々の国勢調査をもとに都市圏の範囲を設定し直すのではなく、上述の都市圏について遡って集計している。

5 条件不利地域について

(1) 本レポートにおいて対象とした条件不利地域

本レポートにおいては、自然的、地理的、社会的条件等により指定されるいわゆる条件不利地域のうち、「豪雪地帯」及び「特別豪雪地帯」、「離島地域等」、「半島地域」、「振興山村」並びに「過疎地域等」を対象とした。

(2) 全域指定と一部指定

市町村の区域の一部を単位として地域を指定する条件不利地域（豪雪地帯、離島地域、振興山村）については、指定地域に対応する統計データが限られており、統計的にその実態を把握することが容易ではなかった。また、市町村単位で指定される条件不利地域（半島地域、過疎地域）も含めて、最近の市町村合併により、市町村の区域の一部が条件不利地域に指定されている市町村が増加した。

一部の区域が条件不利地域に指定されている市町村について、条件不利地域として集計することは、必ずしも条件不利地域の実態を表すとはいえない場合もあることから（例：県庁所在市が離島の村と合併した場合、県庁所在市全体を離島地域として扱うこととなる。）、本レポートにおいては分析の便宜上、また、全国平均等との比較のための目安として、市町村合併の有無に関わらず、市町村の全域が条件不利地域に指定されている市町村に限定し、それらの市町村の平均値等を求め、これをもって当該指定区域の状況を示唆する、一定程度の指標性のある数値として用いている。

このため、各条件不利地域に指定されたすべての区域を対象とした数値ではないことから、増

減率、比率等を中心として用いている（例：人口、事業所数ではなく、人口増減率、高齢者比率、業種別事業所数割合等）。

（３）地域指定の時点

本レポートにおいては、平成 18 年 10 月 1 日時点の市町村をもとに、この時点の条件不利地域の指定状況により整理した。

条件不利地域の定義と本レポートにおける集計対象

条件不利地域	定義・集計対象とする地域等
豪雪地帯及び特別豪雪地帯	<p>「豪雪地帯」は豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に定められた地域で、積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域。</p> <p>「特別豪雪地帯」は、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪による長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域。</p> <p>「豪雪地帯」、「特別豪雪地帯」ともに同法第 2 条に基づく国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣による指定及び公示を要する。</p>
離島地域等	<p>本レポートでは、以下の 3 つについて、「離島地域等」として集計した。</p> <p>①「離島地域」：離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に定められた地域で、本土と隔絶されていることにより、産業基盤及び生活環境の整備等が低位にある地域。同法第 2 条に基づく国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣による指定及び公示を要する。</p> <p>②奄美群島：奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に定められた鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域で、同法第 3 条に基づき、鹿児島県が奄美群島振興開発計画を定める必要がある。</p> <p>③小笠原諸島：小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）に定める小笠原群島等並びに沖の鳥島及び南鳥島をいい、同法第 4 条に基づき、東京都が小笠原諸島振興開発計画を定める必要がある。</p>
半島地域	<p>半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）に定められた地域で、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域。同法第 2 条に基づく国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣による指定及び公示を要する。</p>
振興山村	<p>山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）に定められた林野面積の比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低く、住民の生活水準が劣っている山間その他の地域。同法第 7 条に基づく国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣による振興山村の指定及び公示を要する。</p>
過疎地域等	<p>①過疎地域：過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に定める人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域。同法第 2 条に基づく国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣による過疎地域の市町村の公示を要する。</p>

	<p>②過疎地域とみなされる市町村：同法第 33 条第 1 項に基づき、市町村の廃置分合等があった場合の特例として過疎地域とみなされる市町村の区域。</p> <p>③過疎地域とみなされる区域：同条第 2 項に基づき、市町村の廃置分合等があった場合の特例として過疎地域とみなされる区域。</p> <p>なお、本レポートにおいては、①及び②について「過疎地域等」として集計の対象とし、市町村の一部に係る③については対象としていない。</p>
--	--

6 その他

本レポートにおいては、以下の調査結果を用いた。調査の詳細は以下のとおりである。

■「都市・地域と企業の事業展開に関する調査（平成 20 年 3 月）」

本調査は、民間調査会社によるインターネット・アンケートを活用し、平成 20 年 3 月 25 日から 28 日の 4 日間に、各企業の管理職以上の約 7,000 人のビジネスモニターを対象として調査票を配信し、2,025 人（男性 1,860 人、女性 165 人）の有効回答（有効回答率約 29%）を得たものである。なお、ビジネスモニターは、企業・各種法人・公共機関に正社員として勤める者、または自営業の者（派遣社員・契約社員・パート・アルバイト・学生・専業主婦を除く）であるが、今回の意識調査ではこのうち、事業所数が複数の企業に勤務する者及び職種で公務員、学校・教育機関、病院に勤務する者を除いた。また、業種及び地域に偏りがないように配慮した。